

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。
平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第70号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認等)

第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章に定める大学
- (2) 学校教育法第10章に定める高等専門学校
- (3) 学校教育法第11章に定める専修学校
- (4) 学校教育法第134条第1項の各種学校
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として任命権者が適当と認めるもの

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。）第12条及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額及び給料の特別調整額又は管理職手当に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当（職員給与条例第11条の3又は学校職員給与条例第23条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）第5条の規定による手当を含む。）、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）、給料の特別調整額、管理職手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 修学部分休業をしている職員に対する職員給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

3 修学部分休業をしている職員に対する学校職員給与条例第22条の3第2項第2号の規定の適用については、同号中「短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業の承認に係る教育施設における修学を取りやめたこと。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。
- (3) 修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、若しくは停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、当該教育施設に

おける修学に支障が生ずること。

- 2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 略</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略 <u>(4) 職員の修学部分休業に関する条例(平成19年香川県条例第70号)</u> <u>(5)～(9) 略</u></p>	<p>(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 教育職員(校長及び教頭を除く。)には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2 略</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1)～(3) 略 <u>(4)～(8) 略</u></p>